通し番号5381の項を次のように改める。

5381　アンモニウム＝α－｛1－［（アリルオキシ）メチル］アルキル（C＝11及び13の混合物であり、かつ直鎖型及び分岐型を含むものに限る。）｝－ω－（スルホナトオキシ）ポリ（n＝1～30）（オキシエチレン）を主成分とする［2－アルキル（C＝10及び12の混合物であり、かつ直鎖型及び分岐型を含むものに限る。）オキシラン、オキシラン及びプロパン－2－エン－1－オールの反応生成物］とスルファミン酸の反応生成物　(7)―2796

通し番号5472の項を次のように改める。

5472　ヘキサナトリウム＝（*E*）－4，4′－ビス｛4－（2，5－ジスルホナトアニリノ）－6－［*N*，*N*－ビス（2－ヒドロキシプロパン－1－イル）アミノ］－1，3，5－トリアジン－2－イルアミノ｝－2，2′－スチルベンジスルホナート　(5)―6774

通し番号5484の項を次のように改める。

5484　α－（5，5－ジメチル－2－オキソ－1，3，2－ジオキサホスフィナン－2－イル）－ω－ヒドロキシポリ（n＝1～5）（オキシプロピレン），3－ヒドロキシ－2，2－ジメチルプロピル＝2－ヒドロキシ－2－ジメチルプロピル＝水素＝ホスファート及び3－ヒドロキシ－2－ジメチルプロピル＝1－メチル－2－ヒドロキシエチル＝水素＝ホスファートの混合物　(5)―6809

通し番号5490の項を次のように改める。

5490　ナトリウム＝ビス｛［（5－クロロ－2－オキシド－κO－フェニル）ジアゼニル］－6－（1，1，3，3－テトラメチルブタン－1－イル）－2－ナフトラト－κO｝鉄（III）酸塩　(4)―1908

通し番号5542の項を次のように改める。

5542　エトキシエテン・ペルフルオロプロペン・ペルフルオロ（プロポキシエテン）・ポリ［オキシ（ジメチルシランジイル）］・2－ビニルオキシエタノール共重合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1，000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　(6)―2614

通し番号5606の項を次のように改める。

5606　ポリ｛3，3′－ジメチルビフェニル－4，4′－ジイル－*alt*－［（1，3－ジオキソインドリン－2，5－ジイル）カルボニルイミノ－2，1，3－ジオキソインドリン－5，2－ジイル）カルボニル］；（1，3－ジオキソインドリン－2，5－ジイル）；1，1′，3，3－テトラオキソ－5，5′－ビインドリン－2，2′－ジイル］｝（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1，000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　(7)―2847

通し番号5759の項を次のように改める。

5759　1－［4－（7－｛［（2，6－ジ－*tert*－ブチル－4－メチルシクロヘキシル）オキシ］カルボニル｝－6－シアノ－1*H*－ピロロ［1，2－*b*］［1，2，4］トリアゾール－2－イル）－2－［2，5－ジプロポキシ－4－（1，1，3，3－テトラメチルブタン－1－イル）ベンゼンスルホンアミド］フェニル］ピペリジン－3－カルボン酸　(5)―6874

通し番号5866の項を次のように改める。

5866　2，2′－ジアミノ－4，4′－（1，1，3，3，3－ヘキサフルオロプロパン－2，2－ジイル）ジフェノール・4，4′－オキシ二無水酸重縮合物（水、酸及びアルカリに不溶であり分子量1,000未満の成分の含有率が1％以下であるものに限る。）　(7)―2899

通し番号5910の項を次のように改める。

5910　アルミニウム＝トリス｛ジエチル［及びブチル（エチル）］ホスフィナート｝　(2)―4054

○厚生労働省
環境省告示第五号

新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（平成二十二年経済産業省令第三号）の施行に伴い、及び同令第二条及び第四条第四号の規定に基づき、新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条の二の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の試験成績（平成十六年経済産業省告示第三号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

第一条　新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（以下「省令」という。）第二条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が省令第一条第二項に規定する試験と同等以上のものとして別に定める試験は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

哺乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験	哺乳類を用いる九十日間の反復投与毒性試験又は哺乳類を用いる反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験
細菌を用いる復帰突然変異試験及び哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験	細菌を用いる復帰突然変異試験及びマウスリンフォーマＴＫ試験による変異原性試験

第二条　省令第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が哺乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及び哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験は、前条の表の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第六号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十七号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第九条の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定め、平成二十三年四月一日から適用し、ＰＦＯＳ又はその塩又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の規定により読み替えて適用する同令第三条の三の表ＰＦＯＳ又はその塩の項第一号から第四号までに規定する製品でＰＦＯＳ又はその塩が使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第一種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成二十二年経済産業省告示第二十三号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍